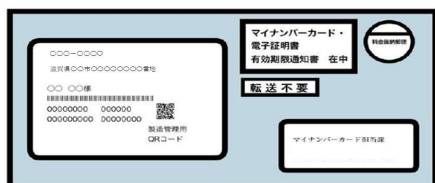


マイナ免許証等継続利用の方法

R7.9版
滋賀県警察本部交通部運転免許課

1. マイナンバーカードの更新はオンライン申請サイトから行ってください!!

この封書が届いたら、交付申請書が入っていることを確認してください



個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行／更新申請書

マイナンバーカードの更新はオンライン申請サイトから行ってください!!

オンライン申請 QRコード



以下の申請方法ではマイナ免許証等継続利用を行うことはできません。

- ・ 市役所等の申請サポート
- ・ 特急発行
- ・ 申請書の郵送
- ・ 証明写真機



必ず個人番号カード交付申請書の右下にある二次元コードを読み取り、『オンライン申請サイト』から新しいマイナンバーカードの交付申請を行ってください。

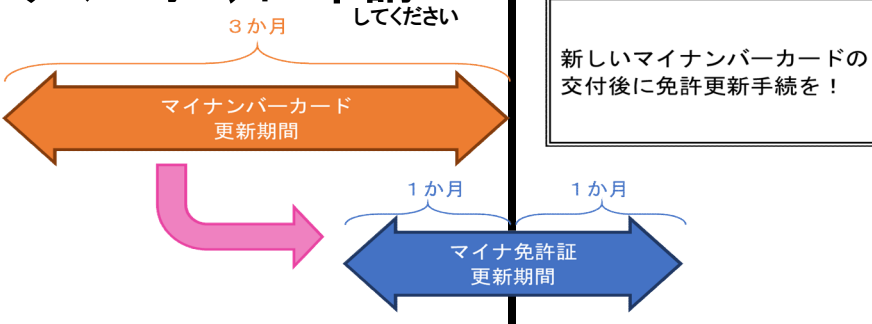
2. マイナ免許証とマイナンバーカードの更新を同じ年に迎える方へ

この封書が届いたら



すぐにオンライン申請

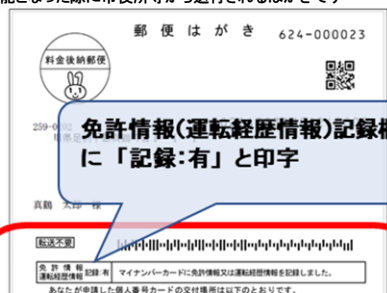
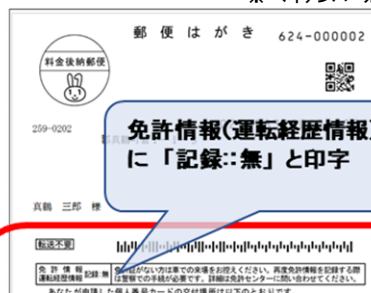
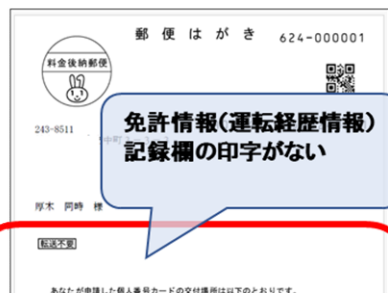
誕生日



- マイナンバーカードは、誕生日の3か月前から更新手続ができます。
- マイナ免許証は、誕生日の前後1か月間、更新手続ができます。
- 新たなマイナンバーカードに新しい免許情報が確実に記録されるために、**新たなマイナンバーカードを受け取ってから、免許証の更新手続を行うことを推奨します。**
- マイナンバーカードの更新期間に封書が届いたら、**すぐにオンライン申請**をしてください。

3. 新マイナンバーカードの交付通知書※で継続利用を確認してください!!

※ マイナンバーカードの受取が可能となった際に市役所等から送付されるはがきです



オンライン申請時にマイナ免許証等継続利用の手続をしていないため新しいマイナンバーカードはマイナ免許証・マイナ経歴証明書となっていません。

【注意】マイナ免許証のみを保有する方で新たなマイナンバーカードに免許情報が記録されていない場合、市役所等への受け取りに自動車等を運転して来庁することはお控えください。

- 警察に署名用電子証明書を提出していない
- 免許が停止、取消し又は失効している
- 住所や氏名に署名用電子証明書で使用できない文字が含まれている
- 入力した免許情報記録番号に誤りがあった

などの理由により、新しいマイナンバーカードはマイナ免許証・マイナ経歴証明書となっていません。交付通知書を持参し、免許センター等で再記録する必要があります。
(手数料は無料です)

新しいマイナンバーカードはマイナ免許証・マイナ経歴証明書となっています。

ただし、オンライン申請から新マイナンバーカード受領までの間に免許更新等の手続をしていると免許情報等の書換えが必要な場合があります。
(手数料は無料です)